

宇部市地方卸売市場業務条例の改正について

○目的

宇部市地方卸売市場の施設管理については、平成27年度から指定管理者制度を導入しています。

今後、老朽化した市場の再整備を実施する予定ですが、現時点で施設整備の詳細が決まっていないため、再整備後の施設管理方法は、再整備完了後に検討する予定であり、指定管理期間が満了となる令和6年度末をもって、管理を市の直営に戻すことに伴い、所要の整備を行うものです。

○概要

- ・「利用」を「使用」に、「指定管理者」を「市長」または「市」に修正するなど文言を修正
- ・指定管理者として行う業務に関する記載を削除

○条例施行日

令和7年4月1日（予定）